

はしがき

少子高齢社会の進展、政府財政の逼迫、格差・貧困の拡大及び固定化といった社会・経済状況の下、社会保障制度改革が重要な政策課題となって久しい。最近の改革論議で顕著なのは、2011（平成23）年から繰り広げられてきた「社会保障・税一体改革」をめぐる議論にみられるように、社会保障制度改革を税制改革と結びつける風潮が強まっていることである。世代内のみならず世代間の公平をも見据えながら、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとするためには、給付のみならず負担の面も併せて論じることが不可欠であり、その方向性自体、決して間違ってはいない。

他方、最近の改革論議では、財源の確保を優先させるあまり、あるいは低所得者・貧困対策への対応を重視するあまり、戦後長きにわたって受け継がれてきた日本の社会保障制度固有の議論が、従来ほど省みられなくなってきたているようにも感じられる。その顕著な例が、1950（昭和25）年社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告」以来、日本の社会保障制度の中核に据えられてきた制度概念である社会保険である。しかし、「社会保険」論に改めて焦点を当て、より深く法学的に検討することを通じて、日本の社会保障制度の今後のあり方を論じることも可能なのではないか。

こうした問題意識から、社会保障法学を専攻分野とする筆者らは、「社会保険」をテーマに定期的に集まり、議論を積み重ねてきた。本書は、その議論の成果物である。社会保険というと、基礎年金を社会保険の仕組みとして維持すべきか、それとも全額税で賄う方式に改めるべきかといった議論を思い浮かべる人が多いであろうが、社会保険をめぐる議論はそれにとどまらず、非常に広い裾野を有しており、社会保障それ自体を根源的に問い直す論点を多く含んでいる。本書では、各執筆者がそれぞれ得意とする研究領域から、場合により外国法も参照しながら、社会保険にアプローチしている。

本書の基となった研究会（社会保険研究会）は、財団法人医療経済研究・社会

保険福祉協会 医療経済研究機構の研究事業の一環として、2008（平成20）年10月に開始され、断続的に3年余にわたって続けられた。同じ研究事業として2006（平成18）年6月から1年2ヶ月にわたって行われた「社会保障法における自立支援論に関する研究会」（自立支援研究会）が一定の成果を収めたこともあって、その後継の研究会として設けていただいたものである。その意味で、本書は菊池馨実編著『自立支援と社会保障——主体性を尊重する福祉、医療、所得保障を求めて』（日本加除出版、2008年）の姉妹編という性格をもつ。全国に散らばる研究者が集う場を提供して下さった医療経済研究・社会保険福祉協会に対し、この場を借りて御礼申し上げる。とりわけ研究会事務などでお世話をされた歴代の医療経済研究機構研究主幹である本田達郎氏、日原知己氏には篤く御礼申し上げたい。また研究会の立ち上げの段階でお招きし、共同研究の土台となる議論を提供して下さった宮島洋教授（早稲田大学）、堤修三教授（大阪大学）にも御礼申し上げる。

最後に、本書の出版を快くお引受けくださった法律文化社と、編集にあたり大変お世話になった小西英央氏にこの場を借りて御礼申し上げたい。

2012年3月

菊池 馨実